

国際調査 及び 国際予備審査

特許庁 審査第一部 調整課 審査基準室



1

はじめに

2

国際調査の概要

3

国際調査後における出願人の主な対応

4

国際予備審査の概要

5

国際調査・国際予備審査に関するトピックス

1

はじめに

2

国際調査の概要

3

国際調査後における出願人の主な対応

4

国際予備審査の概要

5

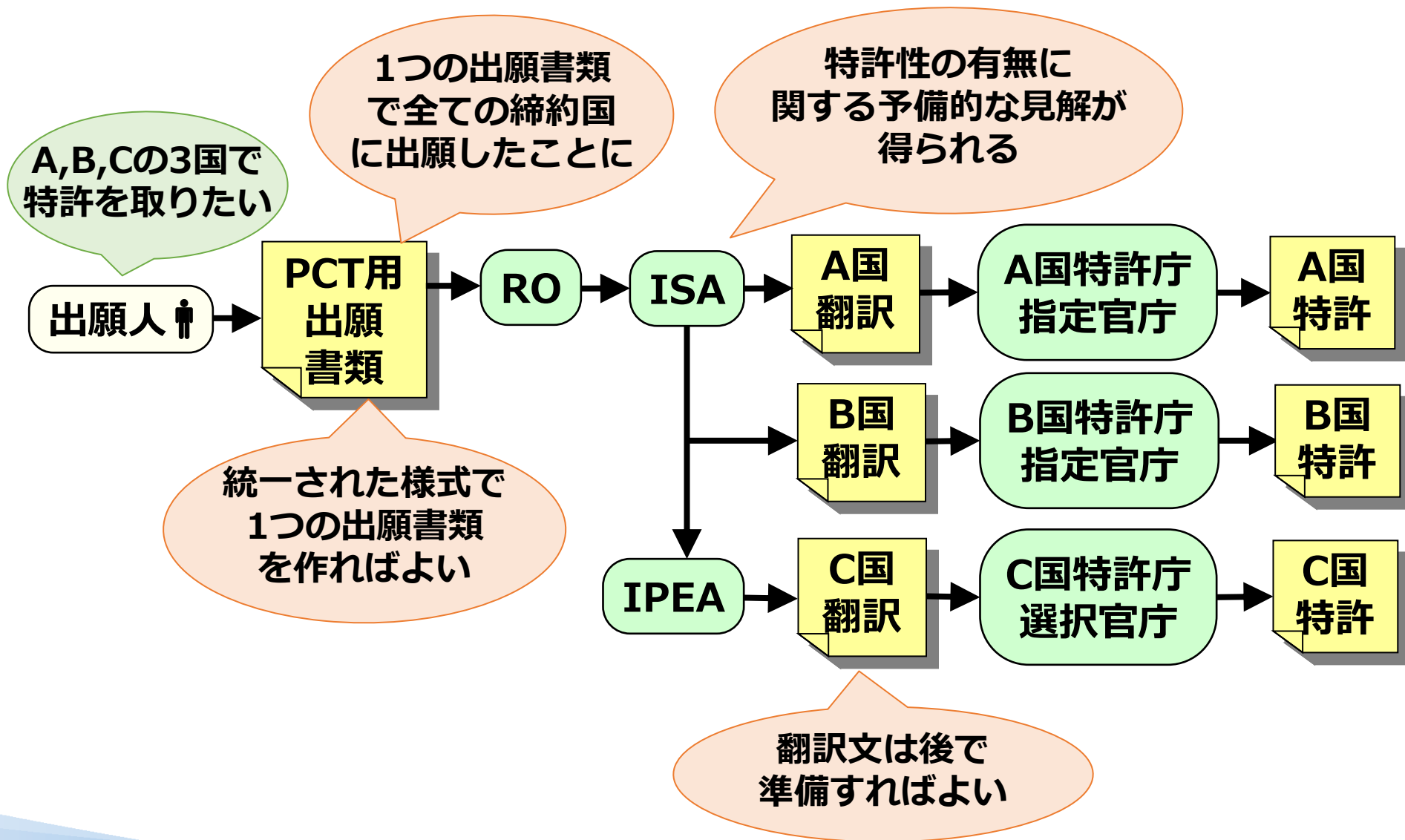
国際調査・国際予備審査に関するトピックス

日本国特許庁(JPO)は、特許協力条約(PCT)における**国際調査機関・国際予備審査機関**としてPCT出願の**国際調査・国際予備審査**を行っています。

本講義では以下の項目を中心に説明します。

- JPOが行う**国際調査・国際予備審査の実務**
- 国際調査機関・国際予備審査機関としてのJPOに対する**出願人の手続**

はじめに — PCTがある世界なら・・・



- JPOは、2015年10月1日、
PCT出願に関する業務手順や判断基準について、
図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた
世界に類のない業務指針として、
「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」
（PCTハンドブック）を新たに作成し、公表しました。
- JPOによる国際調査及び国際予備審査の
運用の透明性を高めることにより、
出願人がPCT制度を活用しやすくなり、また、
JPOによる国際調査及び国際予備審査に対する
外国特許庁からの信頼が得られることが期待されます。

PCTハンドブックのポイント

- ① **図表を用いた、PCT制度の全体像や国際調査及び国際予備審査に関する審査官の業務手順についての解説**
 - ② **出願人が国際調査及び国際予備審査に関して受け取る各書類の記載内容の解説**
 - ③ **「特許・実用新案審査基準」との関係を示しつつ、審査官の判断基準を解説**
- PCT出願を行う際には、PCTハンドブックをご活用下さい。詳細につきましては、特許庁HPをご覧ください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html
 - 本講義で使用するスライドにも、PCTハンドブックの関連箇所を明記しています。
 - 右の例は、PCTハンドブックの§1.7が関連箇所であることを意味しています。

PCT HB
§1.7

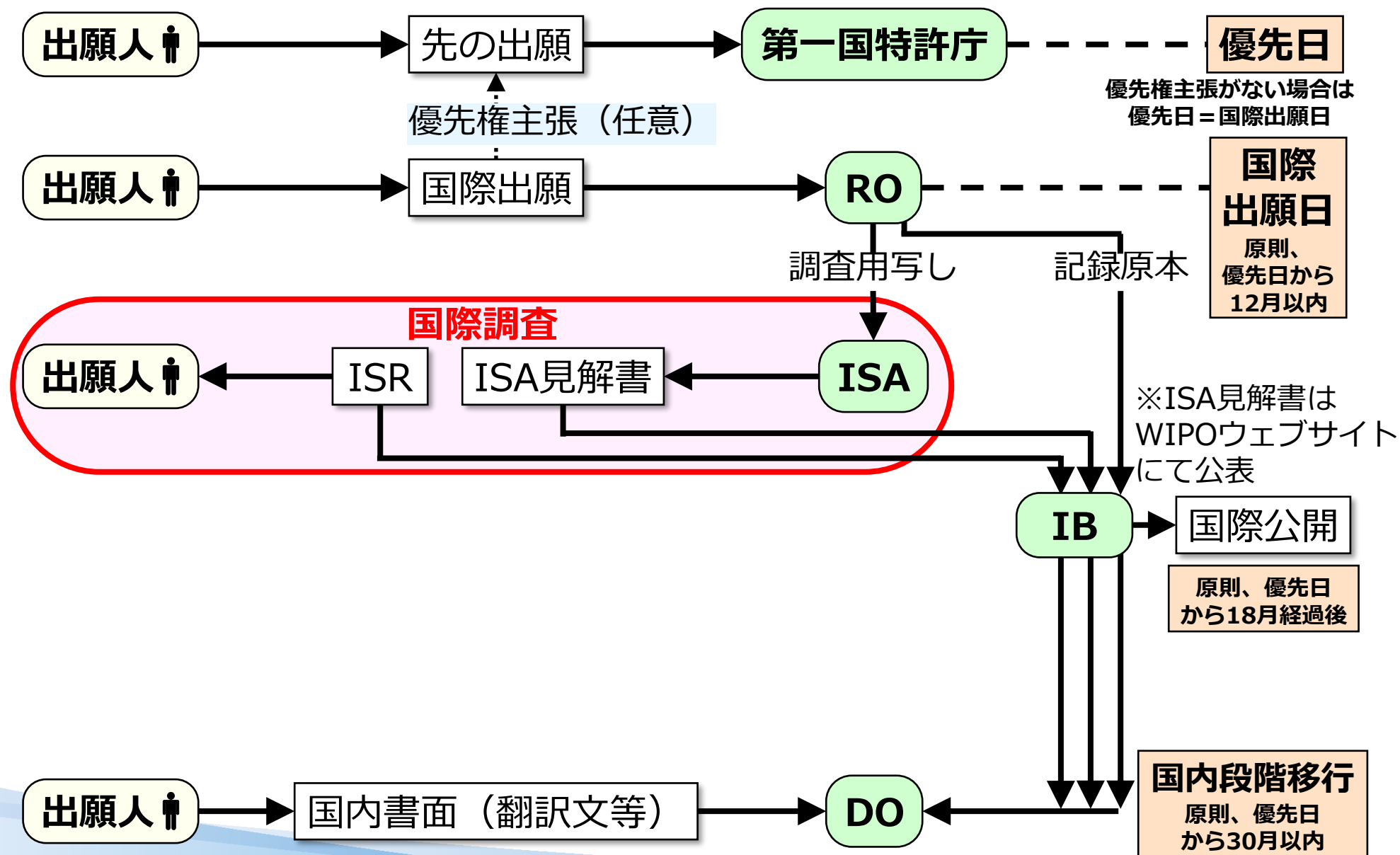
・ 官庁・機関等

- **IB** 国際事務局 - **I**nternational **B**ureau
- **RO** 受理官庁 - **R**eceiving **O**ffice
- **ISA** 国際調査機関 - **I**nternational **S**earching **A**uthority
- **IPEA** 国際予備審査機関
- **I**nternational **P**reliminary **E**xamining **A**uthority
- **DO** 指定官庁 - **D**esignated **O**ffice
- **EO** 選択官庁 - **E**lected **O**ffice

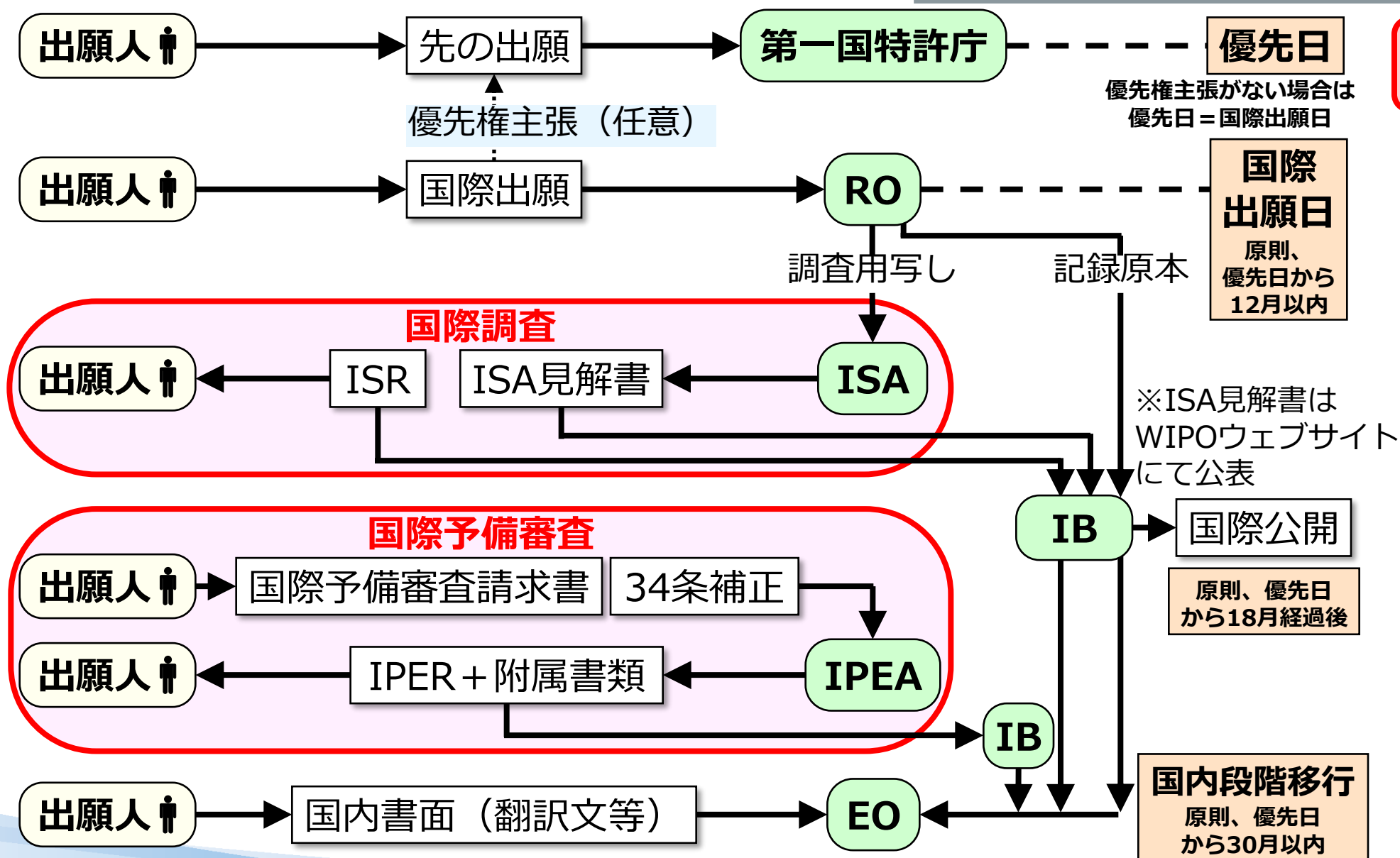
■ ISA・IPEAによる報告

- **ISR** 国際調査報告 - **I**nternational **S**earch **R**eport
- **IPER** 国際予備審査報告
- **I**nternational **P**reliminary **E**xamination **R**eport
- **IPRP (I)** 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）
- **I**nternational **P**reliminary **R**eport on **P**atentability
(Chapter **I** of the Patent Cooperation Treaty)
- **IPRP (II)** 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）
- **I**nternational **P**reliminary **R**eport on **P**atentability
(Chapter **II** of the Patent Cooperation Treaty)

PCT出願に関する手続の全体像（出願人が国際予備審査請求をしない場合）



PCT出願に関する手続の全体像（出願人が国際予備審査請求をする場合）



1

はじめに

2

国際調査の概要

3

国際調査後における出願人の主な対応

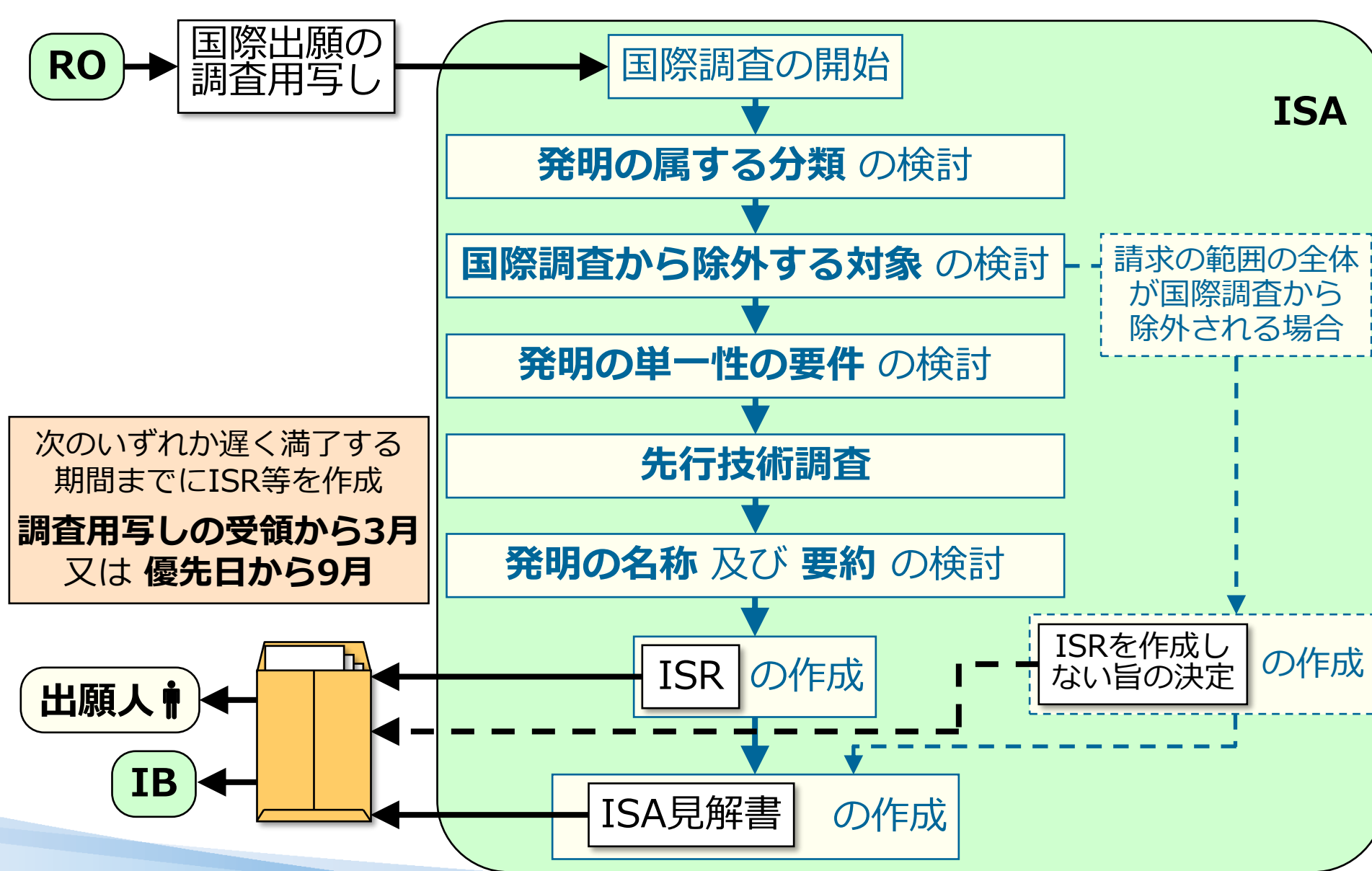
4

国際予備審査の概要

5

国際調査・国際予備審査に関するトピックス

国際調査の基本的な流れ



PCT HB
§2.2

国際調査における発明の単一性

国際出願
(日本語)

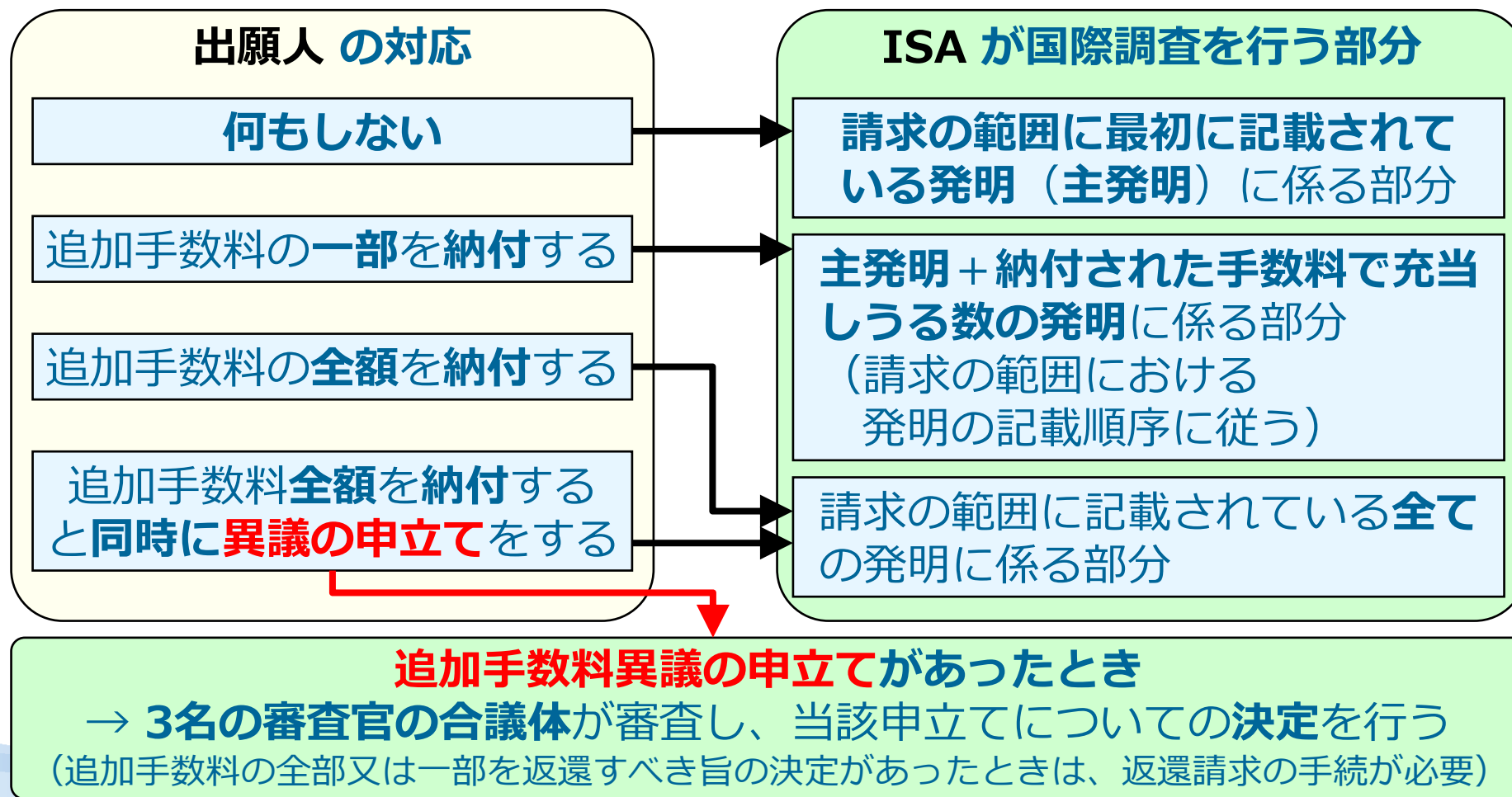
国際出願が**発明の単一性の要件を満たしていない**場合

→ ISAは出願人に対し**追加手数料**の納付を求める

追加手数料 = 105,000円※ × (請求の範囲に記載されている発明の数 - 1)

※英語PCT案件については168,000円

PCT HB
§2.4.1, 5.2.1



- 先行技術

世界のいずれかの場所において、基準日前に書面による開示（図面、図解を含む。）によって公衆が利用可能となった全てのもの。
インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、先行技術に含まれる。

- 審査官は、**少なくともPCT規則34.1に定義される「最小限資料」のうち**、請求の範囲に記載されている発明に直接関連する全ての技術分野の資料を調査する。

- **先の調査等の結果を利用**できる（→ **後述します**）
と判断した場合には、これを利用して先行技術調査を実施する。

発明の属する分野の
国際特許分類 (IPC) 及び
国内分類 (FI)

調査を行った分野、
データベース等

引用文献欄

→ 次のスライドで拡大して
説明します

先行技術調査によって
発見された文献を列記

国際調査の完了日

ISRの発送日

国際調査を行ったISA

担当審査官

国際調査報告		国際出願番号
		PCT/JP2015/99999
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))		
H04M 3/00 (2006.01.01) FI: H04M3/00 A		
B. 調査を行った分野		
調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))		
H04M3/00		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの		
日本国実用新案公報 1922-1998年 日本国公開実用新案公報 1971-2019年 日本国実用新案登録公報 1998-2019年 日本国特許実用新案公報 1994-2019年		
国際調査で利用した電子データベース (データベースの名称、調査に利用した用語)		
WPI & キーワード: lithium, battery, mobile		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー	引用文献名 及び一箇の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2010-55555 A (有明会社XX) 15.07.2010 (2010-07-15) 発明[0063]-[0030], 図7	1-7
Y	発明[0053]-[0040], 図1	9-10
A	発明[0054]-[0063], 図1	11-20
Y	JP 8-79999 A (XXインコーポレイテッド) 25.06.1996 (1996-06-25) 発明[0040]-[0055], 図1	9-10
Y	JP 3333333 U (XX産業株式会社) 16.01.2014 (2014-01-16) 発明 [0006] - [0016], 図1-5	10
P, Y	EP 1888888 A1 (XX CORP.) 13.08.2014 (2014-08-13) 発明[0030] - [0040], 図1-4	1-7, 9-10
Z, X	JP 2015-99999 A (XX株式会社) 23.03.2015 (2015-03-23) 発明[0000] - [0030], 図1-3	1-3
O, X	BROWN, Thomas et al., The Property of XX, The XYZ Journal, 2015.03.21, Vol. 1, No. 2, p. 40-45, ISSN 1111-2222 特にp. 43, 図5行 - p. 44, 図10行	1-3
☒ 図の続きにも文献が列挙されている。 ☒ パテントファミリーに関する図表を参照。		
* 引文文献のカテゴリー "A" 時に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの "B" 国際出願日時の出願または特許であるが、国際出願日時に 公開されたもの "C" 発明の分野に直接関係する発明又は特許の文獻の引用文献を 示す "D" 口頭による開示、模倣、展示等に資する文獻 "E" 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の 後に公表された文獻		
国際調査を完了した日		国際調査報告の発送日
25.04.2015		
名称及び住所 日本国特許庁(TIPA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		権限のある職員 (特許庁審査官) 9999 新崎 純 9999 電話番号: 03-3581-1101 内線 3333

PCT HB
§2.8 (5)

C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリ*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2010-555555 A (有限会社XX) 15.07.2010 (2010 - 07 - 15) 段落[0026]-[0030], 図7	1-7
Y	段落[0035]-[0040], 図1	9-10
A	段落[0054]-[0068], 図1	11-20
Y	JP 8-799999 A (XXインコーポレイテッド) 25.06.1996 (1996 - 06 - 25) 段落[0040]-[0055], 図1	9-10

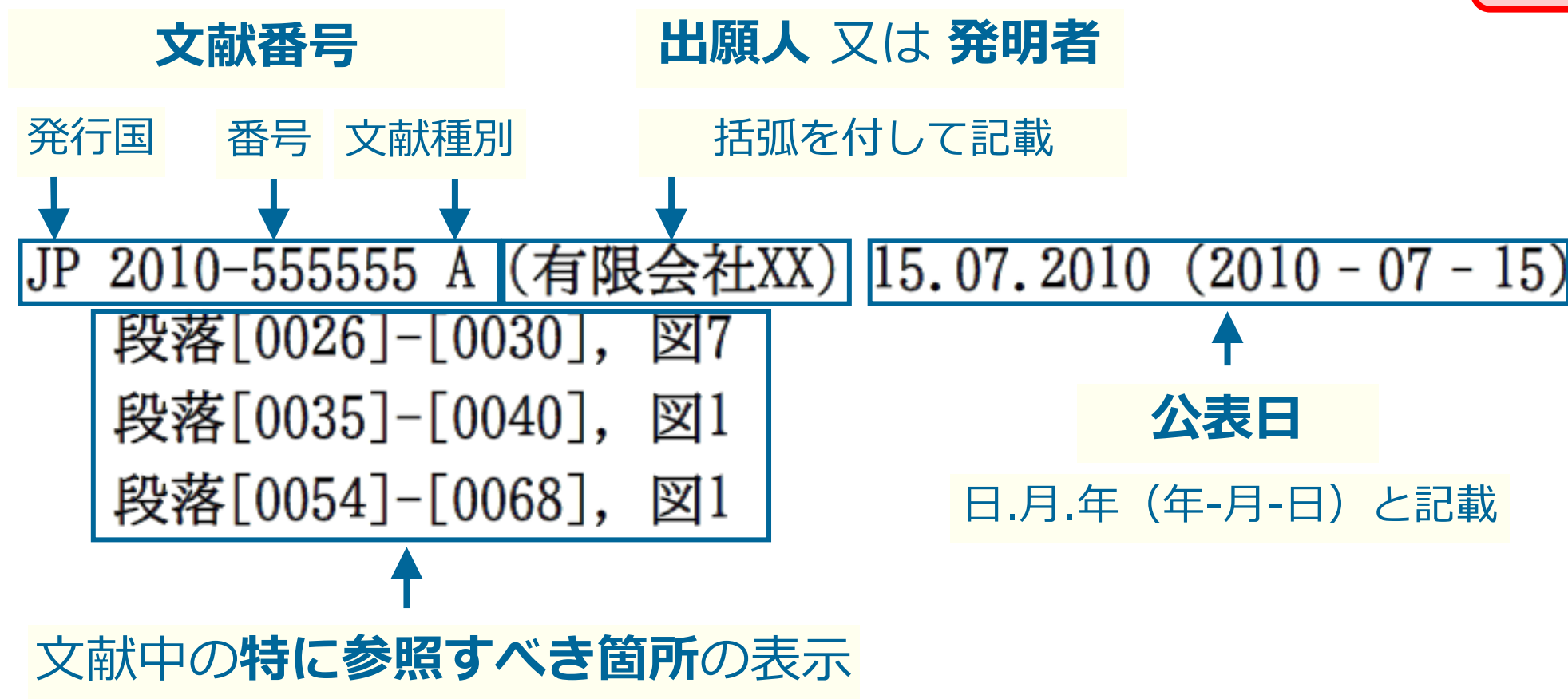
引用文献の
カテゴリ
→ 後述します

引用文献名
→ 次のスライドで拡大して
説明します

関連する
請求項の番号
→ 後述します

ISRにおける引用文献（特許文献）の表示

PCT HB
§2.8 (5), B.1



ISRにおけるパテントファミリー文献の表示

パテントファミリー用別紙を利用

国際調査報告
パテントファミリーに関する情報

国際出願番号

PCT/JP2015/999999

PCT HB
§2.8(7)

引用文献			公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP	2010-555555	A	15.07.2010	US 2010/9876543 A1 段落[0020]-[0025], 第7図 EP 9988776 A1 WO 2010/876543 A1	
JP	8-799999	A	25.06.1996	CN 8999999 A KR 10-0699999 B1	
JP	3333333	U	16.01.2014	(ファミリーなし)	
EP	8888888	A1	13.08.2014	(ファミリーなし)	
JP	2015-999999	A	23.03.2015	(ファミリーなし)	
US	2014/7777777	A1	20.02.2014	JP 2014-777777 A	
JP	5-23333	U1	19.10.1993	(ファミリーなし)	

パテントファミリー文献

: 内外国を通じて少なくとも一つの共通の優先権をもち、技術内容が完全又は部分的に一致する関係を有する特許文献群。

- 少なくとも1つの英語のパテントファミリー文献について、特に参照すべき箇所を特定

ISRにおける引用文献のカテゴリー (X,Y,A)

C. 関連すると認められる引用文献の カテゴリー*	
引用文 カテゴリー*	引用文
X	JP 2010-9
Y	2010. 07. 12
A	

示	
示	関連する 請求項の番号
	1-7
	9-10
	11-20

PCT HB
§A.1, 2.8(5)e

引用文献のカテゴリー

- X: 単一の文献のみで発明の新規性又は進歩性を否定
- Y: 他の文献との組み合わせにより発明の進歩性を否定
- A: 一般の技術水準を示すもの

関連する請求項の番号 … カテゴリー毎に列記

上記の場合は、請求項1-7 → X 請求項9-10 → Y 請求項11-20 → A

ISRにおける引用文献のカテゴリー (P,E)

PCT HB
§A.1 (4),(5)

本願 優先日 国際出願日

● カテゴリー P

引用文献の**公表日**が、
本願の**優先日**以後、**国際出願日前**
である場合に表示

公表日

この間に
公表

● カテゴリー E

引用する**特許文献**の
出願日※が本願の**国際出願日前**、
公表日が**国際出願日以後**
である場合に表示

出願日

国際出願日
前に出願

公表日

国際出願日
以後に公表

※ 引用する特許文献に優先権主張の
表示がある場合はその優先日

ISRにおける引用文献のカテゴリー (D)

- 2019年7月1日 PCT実施細則 5 0 7 号改正
ISPEガイドライン 1 6 . 7 4 改正

引用文献のカテゴリーとして、X, Y, A等に加えて「D」が追加された。



- **カテゴリー D**

出願人が明細書等で先行技術文献として記載した文献を、
国際調査報告等で引用文献として引用する際に表示。
常にX, Y, Aと併せて付与する（例：「D, X」）。

- **ISRと同時に作成される**
- 請求の範囲に記載されている発明の**新規性、進歩性及び産業上の利用可能性**について、**ISAの見解**を示す
- **国際予備審査との関係**
 - － 国際予備審査が請求されない場合
 - IBにより、ISA見解書と同じ内容の「**特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）**」（**IPRP (I)**）が作成され、各DOに送達される。
 - － 国際予備審査が請求される場合
 - 国際予備審査において、ISA見解書はIPEA見解書とみなされる。
 - ISAの見解書からIPRP (I) の作成、及びその送達は行われない。代わりに、IPERが「**特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）**」（**IPRP (II)**）として、IBから各EOに送達される。

見解

各請求項について
新規性、進歩性、産業上の
利用可能性の有無を表示

引用文献の表示

ISRと同様

説明

新規性等を有する又は
有しないと判断する理由を記載

- 新規性又は進歩性を否定する場合、根拠となる先行技術の技術内容を具体的に記載
- 新規性及び進歩性を肯定する場合、根拠となる先行技術との関係に言及しつつ、判断した根拠を具体的に記載

国際調査機関の見解書		国際出願番号
		PCT/JP2013/999999
第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(1)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解		
新規性 (X)	請求項 9-20	有
	請求項 1-7	無
進歩性 (IS)	請求項 11-20	有
	請求項 1-7, 9-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項 1-7, 9-20	有
	請求項	無
2. 文献及び説明:		
文献1: JP 2015-55555 A (有明会社XX) 15.07.2010(2010-07-15) 段落[0026]-[0068], 図1, 図7 & US 2010/9876543 A1 段落[0020]-[0025], 図7 & EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1		
文献2: JP 8-799999 A (XXインコーポレイテッド) 25.06.1996(1996-06-25) 段落[0040]-[0055], 図1 & CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1		
文献3: JP 3333333 U (XX産業株式会社) 16.01.2014(2014-01-16) 段落[0006]-[0016], 図1-2 (ファミリーなし)		
文献4: US 2014/7777777 A1 (JHONSON) 20.02.2014(2014-02-20) 段落[0010]-[0020], 図1 & JP 2014-777777 A		
文献5: 日本国実用新案登録出願4-12222号(日本国実用新案登録出願公開5-2333号)の願書に添付した 明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM (XX工業株式会社) 19.10.1993(1993-10-19) 全文, 図1-3 (ファミリーなし)		
請求項1に係る発明は - - -		
国際調査報告で引用された文献1には - - -		

PCT HB
§2.9 (6)

1

はじめに

2

国際調査の概要

3

国際調査後における出願人の主な対応

4

国際予備審査の概要

5

国際調査・国際予備審査に関するトピックス

国際調査後における出願人の主な対応

■ 各指定国の国内段階への移行手続をする

- 国際段階において、**19条補正** 又は **非公式コメント**の提出を行うことができる
- 各指定国の国内段階に移行後、所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について**補正**を行うことができる

PCT HB
§1.10, 1.12

■ 国際予備審査の請求をする

- 請求と同時に、**34条補正** 又は **答弁書**の提出を行うことができる

次のいずれか遅く満了する期間までに請求できる
ISR等の送付から3月
又は **優先日から22月**

■ 今後の手続を行わない

— 国際調査の結果から、権利取得可能性が低いと判断

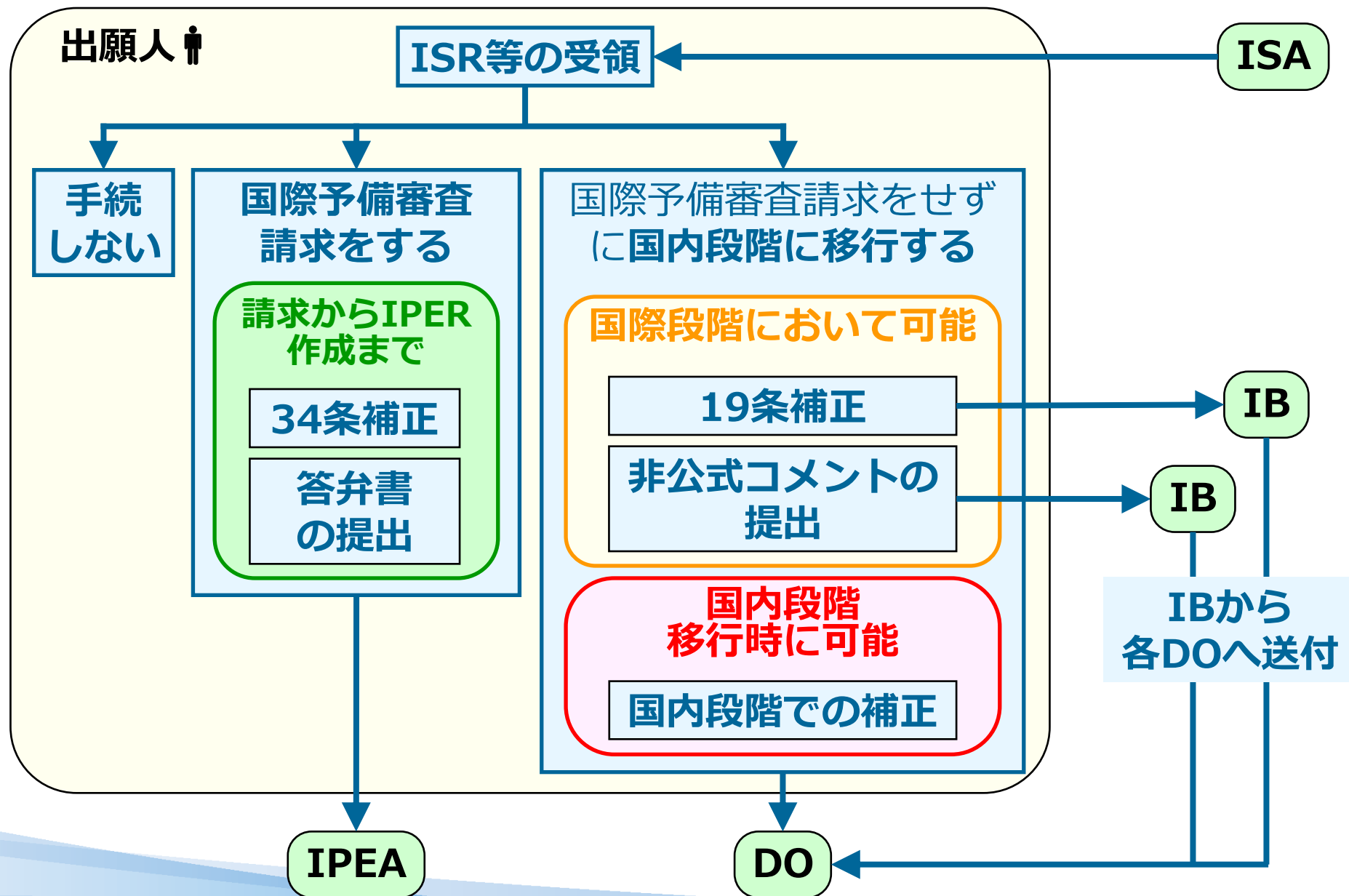
■ 要約についての修正・意見を提出する

→ 提出された場合：
ISAは要約を修正するかどうかを決定

ISRが発送された日から1月以内に
ISAに提出できる

PCT HB
§2.11 (1)

国際調査後における出願人の主な対応



19条補正と34条補正の比較

PCT HB
§1.12.2

比較事項	19条補正	34条補正
補正の対象	請求の範囲	請求の範囲、明細書 及び図面
提出先	IB	IPEA
補正ができる期間	ISRを受領後、 次のうちいずれか遅く 満了する期間 - ISRの送付の日から2月 - 優先日から16月	- 国際予備審査の請求書の 提出時 又は - 国際予備審査請求後、 IPERが作成されるまでの 間
回数の制限	1回限り	なし
新規事項の 追加不可	出願時における国際出願の開示の範囲を超えて 補正してはならない (差替え用紙に添付する書簡で補正の根拠の表示が必要)	

1

はじめに

2

国際調査の概要

3

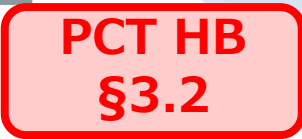
国際調査後における出願人の主な対応

4

国際予備審査の概要

5

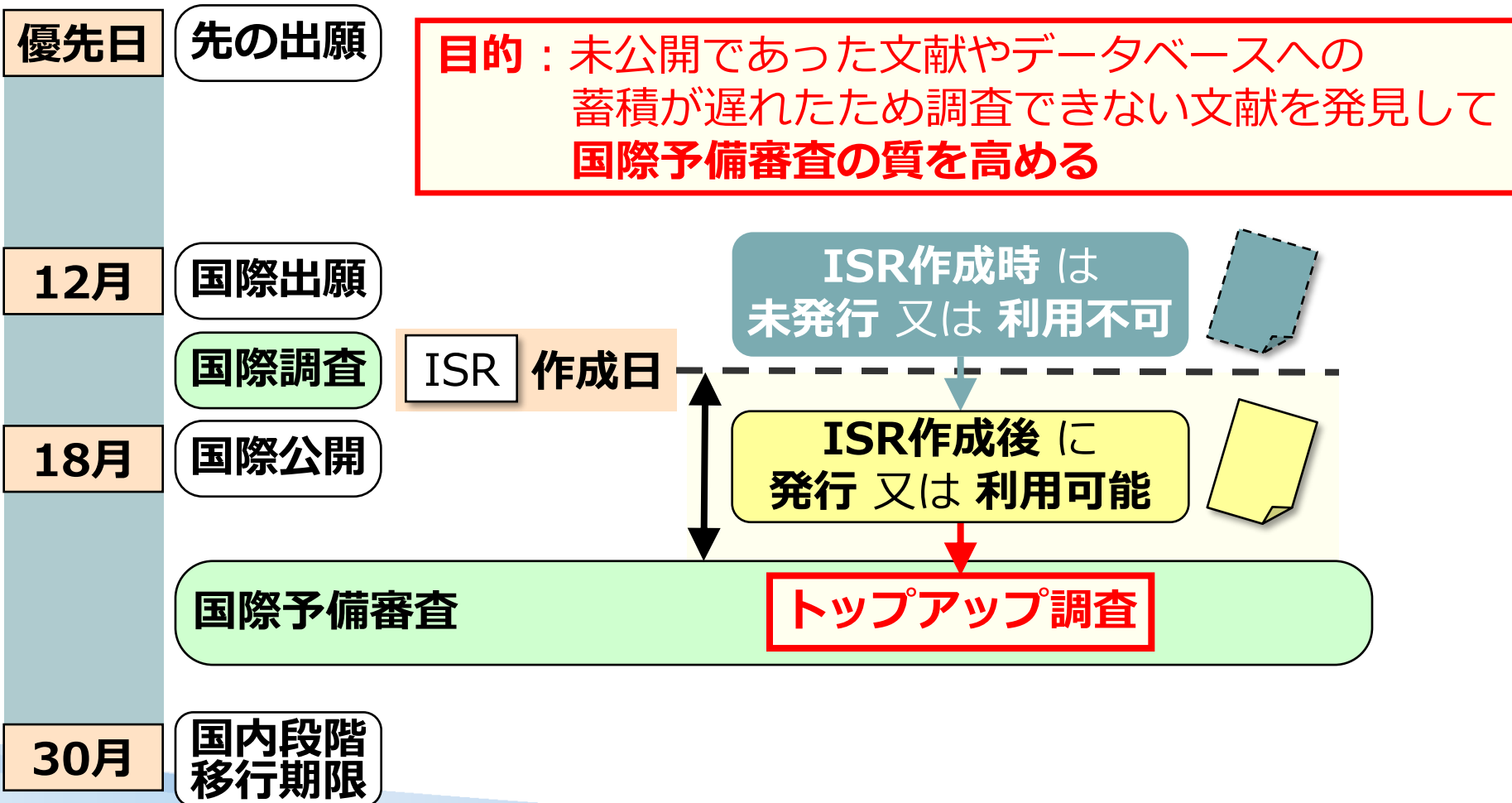
国際調査・国際予備審査に関するトピックス



国際予備審査におけるトップアップ調査

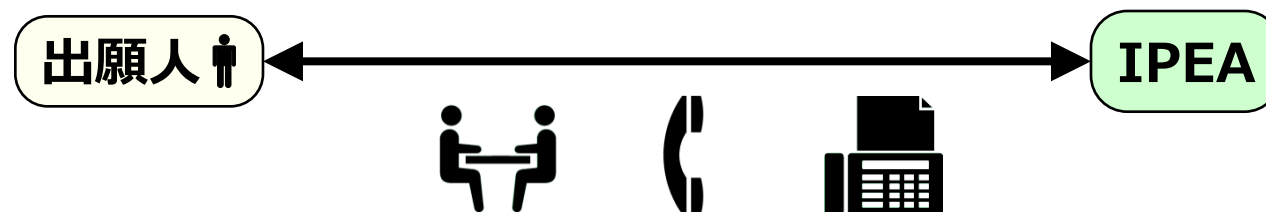
PCT HB
§3.6

トップアップ調査：ISRの作成日の後に
発行された 又は IPEAが調査のために**利用可能**となった
文献を発見するための調査



出願人・IPEA 間の 非公式の連絡

PCT HB
§5.3.2



- 国際予備審査では、出願人は、審査官と国際予備審査に関わる意思疎通を図るための**面談**、又は**電話・電子メール等**による連絡を行うことができます。
- ISA・IPEAの見解書には、担当審査官名とともに、電話番号が記載されています。
面談等を御希望の場合は、こちらまで御連絡ください。

**特許庁 代表番号
担当部署の内線番号**



特許庁審査官（権限のある職員）	9 Z	9 9 9 9
新崎 純		
電話番号	0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1	内線 X X X X

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の 利用可能性についての見解

→ ISA見解書、IPEA
見解書及びIPERで
同様の様式

IPEA見解書及びIPERでは、
答弁書の内容を考慮して
説明を記載します。

特許性に関する国際予備報告		国際出願番号
		PCT/JP2012/88888
第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての法第12条(PCT第35条(2))に定める見解、それを書ける文献及び説明	
1. 見解		
新規性 (E)	請求項 1, 3-7, 11-15	有
	請求項	無
進歩性 (E)	請求項 14-15	有
	請求項 1, 3-7, 11-13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項 1, 3-7, 11-15	有
	請求項	無
2. 文献及び引用(PCT規則70.7):		
文献1: JP 2005-987654 A (XX株式会社) 23.06.2005(2005-06-23) 段落 [0040] - [0045], 図3 & US 2005/777777 A1 段落[0042]-[0047], 図3 & CN 888888 A		
文献2: EP 999999 A1 (XX CO., LTD.) 15.12.2010(2010-12-15) 請求項1, 図1 & US 2008/999999 A1 請求項1, 図1		
文献3: 日本国実用新案登録出願51-1333号(日本国実用新案登録出願書及び図面の内容を記載したマイク 14.02.1987(1987-02-14) 第7頁第10行-第9頁第3行, 第5図 (ファミリーなし)		
請求項1に係る発明は...		
国際調査報告で引用された文献1には...		
トップアップ調査によって発見された文献2には...		

見解

引用文献
の表示

説明

PCT HB
§3.10 (6)

1

はじめに

2

国際調査の概要

3

国際調査後における出願人の主な対応

4

国際予備審査の概要

5

国際調査・国際予備審査に関するトピックス

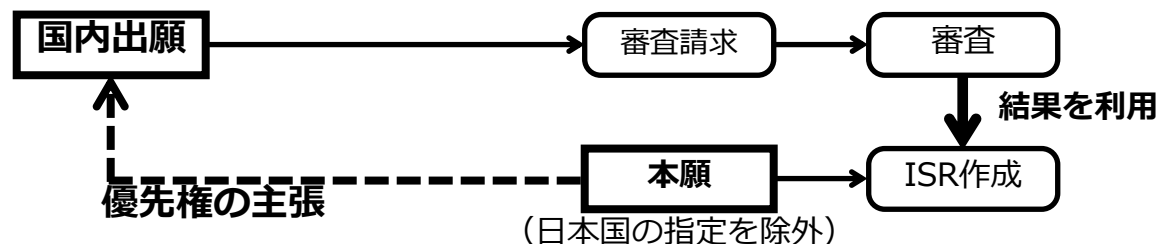
先の調査等の結果の利用（調査手数料の一部返還）

PCT HB
§5.1

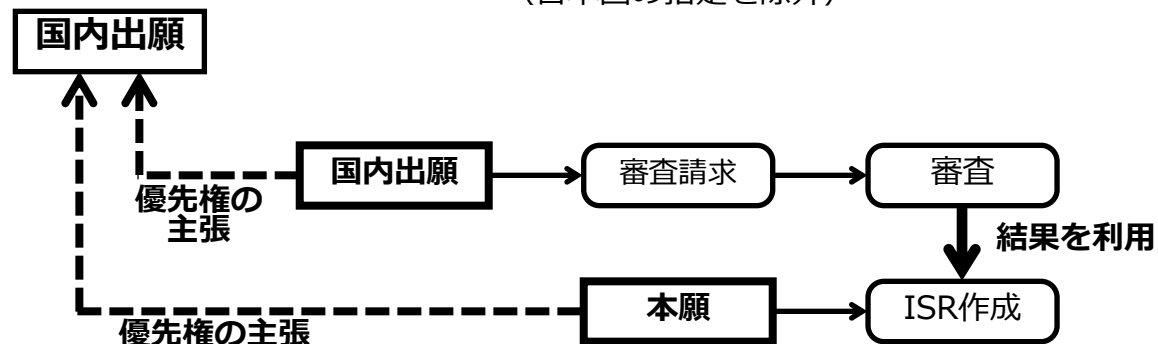
- 国際調査において、**先の出願で行った調査等の結果の相当部分を利用して**
きる場合に、調査手数料（143,000円※1）の一部（57,000円※1,2）を
出願人の請求により返還する制度 ※1日本語PCT出願の場合、※2例外あり
- **注意：**先の国内出願について、国際調査の開始前 又は 同時に審査を開始できるように、**国際出願後早めに出願審査請求**を行ってください。

●この制度を利用できる典型的なケース

国内出願を優先権主張の
基礎とするケース



国内出願を優先権主張の
基礎として、国内出願と
国際出願を行うケース



特許庁ウェブサイト「PCT国際出願における調査手数料の一部返還について」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/researching_fee_return.html

先の調査等の結果の利用（調査手数料の一部返還）

PCT HB
§5.1

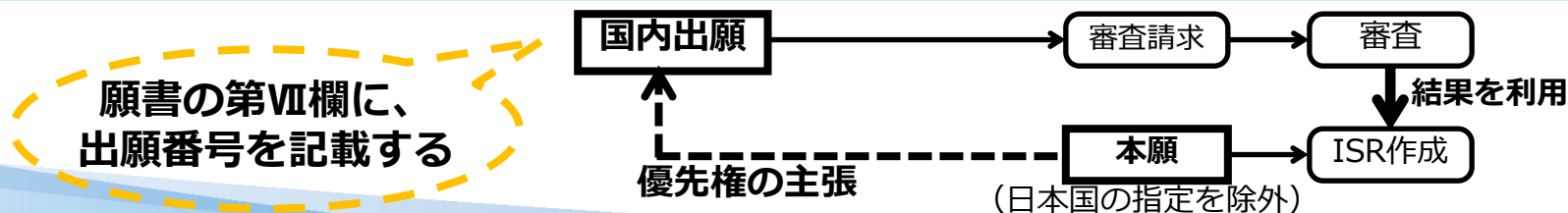
- 願書の第Ⅶ欄において、先の調査等の結果の利用請求がされている場合

- 調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項

- ① 第Ⅶ欄に記載された出願が日本国の国内出願であること
- ② 第Ⅶ欄に記載された出願が本願出願前の出願であること
- ③ 第Ⅶ欄に記載された出願の出願人と本願の出願人とが同一であること

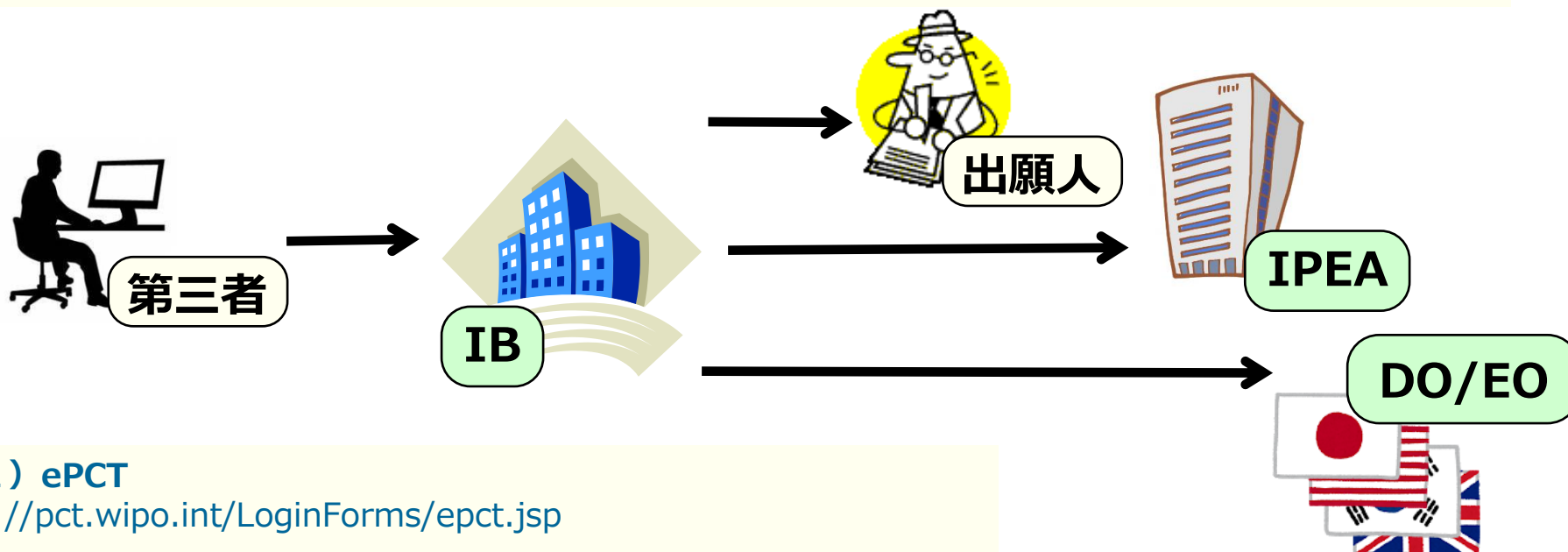
- 第Ⅶ欄記載の国内出願について拒絶理由通知等が作成されていない場合、
審査官は、本願の国際調査を開始する前に国内出願の審査に着手する。

- ① 国内出願について審査請求等がされている
- ② 国内出願が、国内優先権の主張の基礎となっているため、みなし取下げの見込みである特許出願でない
- ③ 方式審査が完了しており、審査官が着手可能な状態である。



国際段階における第三者情報提供

- 第三者は、PCT出願に対しても情報提供が可能。
- 国際公開以降、優先日から28か月までの間にWIPO国際事務局が提供する電子システム（※1）を通して、情報提供を行うことができる。
- 情報提供できるのは、国際出願の請求の範囲に係る発明の新規性又は進歩性に関する情報に限られる。
- 第三者により提供された情報は、指定官庁へ送付される。



（※1）ePCT

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

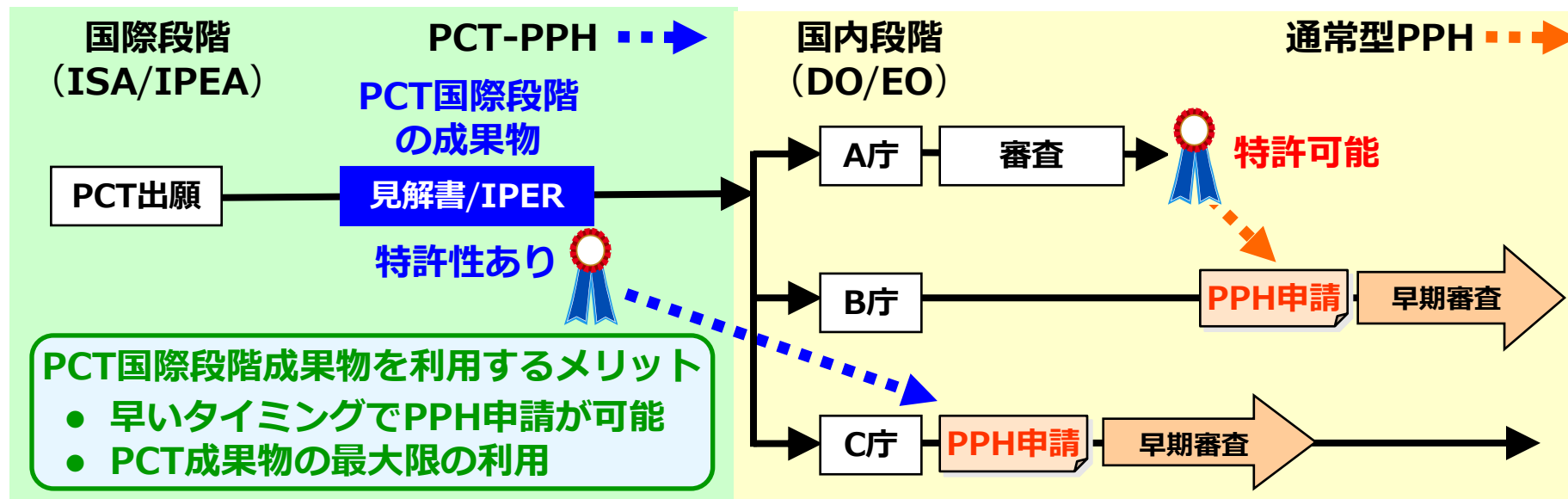
特許庁ウェブサイト「特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に対する第三者情報提供制度の導入について」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_third.html

PPH : 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway)

特許庁間での取決めに基づき、**第一庁で特許可能と判断された出願**について、出願人の申請により、**第二庁において早期審査**を受けられる枠組み。**他庁での安定した強い特許権の早期取得**の支援を目的とする。

PCT-PPH : PCT出願の国際段階成果物を利用したPPH (2010年1月試行開始)



特許庁ウェブサイト「PCT出願の国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイについて」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct_pph.html

JPOによる国際調査・国際予備審査の管轄拡大

PCT HB
§1.5.6 (2)

英語PCT出願を対象としたJPOによる 国際調査・国際予備審査の管轄国 (ASEAN諸国等)



インド
2021.07.01開始

サウジアラビア
2022.06.01開始

タイ
2010.04.15開始

ラオス
2016.01.01開始

ベトナム
2012.07.01開始

カンボジア
2016.12.08開始

フィリピン
2002.01.01開始

マレーシア
2013.04.01開始

ブルネイ
2015.10.01開始

シンガポール
2012.12.01開始

インドネシア
2013.06.01開始



米国 : 2015年7月試行開始

当該管轄国における
英語PCT出願の出願人は
ISA・IPEAとして
JPOを選択可能

我が国企業が海外で生み出す
研究開発成果について
JPOによる
質の高い 調査・予備審査の
結果を得ることができる

海外で安定した権利を
得られる環境の実現に寄与

ありがとうございました

特許庁 審査第一部 調整課 審査基準室

